

●第6章 災害医療と保健衛生

第1節 災害医療における指揮統制【医療調整班】

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、災害発生直後の混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対し、市本部運営チーム統括班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができます。ただし、当該指示事項は速やかに市本部運営チームに報告することとします。

区本部医療調整班についても、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

2 災害医療連絡会議の開催

区本部医療調整班は、災害の状況から必要と認めた場合は、災害医療連絡会議を開催し、災害現場における医療提供状況、医療機関における診療状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

第2節 医療救護活動【医療調整班】

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

3 医療救護隊の要請等

(1) 医療救護隊の要請

市本部医療調整チームは、災害に伴う避難場所等が設置され、医療救護隊による巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会、横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請します。また、区本部医療調整班は、区医師会等と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、災害の状況等に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

※2 業務調整員は、市職員をもって充てる。

第3節 保健衛生活動【医療調整班】

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして避難場所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもあります。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第4節 医薬品等の備蓄及び調達等【医療調整班】

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。

なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第5節 生活衛生【衛生班】

健康福祉局長（健康安全班）は、横浜市保健所長及び区本部長（衛生班）と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地及び避難場所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

第1 生活衛生広報

被災地や避難場所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行います。

項目	広報内容
生活衛生広報	1 食品の衛生管理（保存方法・調理方法など食品の取扱方法や調理者の衛生管理等）
	2 飲料水の衛生管理
	3 手洗いの励行、手指の消毒
	4 トイレ等の衛生管理（消毒方法等）
	5 飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等）
	6 その他衛生情報（入浴施設情報等）

第2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地や避難場所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

項目	指導内容
飲料水及び食品の衛生管理指導	1 災害応急用井戸の衛生指導（飲用はしない。） 2 受水槽水の衛生指導 3 食品の衛生監視 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常給食、弁当の保管状況点検 ・ 弁当類の早期喫食の啓発 ・ 損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保 ・ 巡回指導の早期実施体制の確保

第3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び医療調整班と情報の交換を密にしながら次の活動を行います。

項目	活動内容
感染症の予防及び消毒	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導、必要に応じた駆除作業 2 トイレ等の衛生指導 3 感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業 4 防疫用資機材の調達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所等に備蓄した資機材が不足する場合は、薬剤を「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定」に基づき（一社）横浜市薬剤師会や関係事業者に、機材を「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に基づき関係事業者に要請し調達する。 ・ 薬剤散布等を実施する場合は「災害時におけるレンタカーの協力に関する協定」に基づき、レンタカー事業者団体から小型トラックを借り上げる。

第4 動物の保護収容

(1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び避難場所等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により次の活動を行います。

項目	活動内容
動物の保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡

	5 避難場所等におけるペットの適正飼育についての助言
	6 その他、動物に係る相談、助言等

(2) 衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

(3) 許可した特定動物（ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど）の状況を事前に飼い主へ確認し、適切な対応を行います。

第6節 感染症患者発生等への対応【医療調整班】

区本部長（医療調整班）は、健康福祉局長（健康安全班）及び横浜市保健所長と協同して次の措置を講じます。

1 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難場所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めます。

2 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により感染症指定医療機関に移送します。

3 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行います。

4 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、神奈川県と協議のうえ予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施します。

また、被災地及び避難場所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施について関係自治体に協力を要請します。

第7節 ごみ・し尿【資源循環局鶴見事務所地区隊】

第1 基本的な考え方

防災時におけるごみ・し尿処理は良好な市民生活環境の保全を図るうえで、衛生的・生理的・精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、被災地におけるごみ・し尿の処理を安全面に配慮しつつ、迅速かつ衛生的に集中して実施します。

第2 風水害の発生が予想される場合

高潮、洪水、浸水等の風水害発生が予想される場合、資源循環局各班・各地区隊は、施設、機材等の保全策を講じ、処理体制に支障のないよう万全を期すとともに、緊急対応が可能な体制を整えます。

第3 ごみ処理

1 活動体制

(1) 地区隊の所管区域

各事務所地区隊は、原則として現行の所管区域を担当します。

(2) 地区隊の応援体制

市本部収集対策班は、鶴見区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各地区隊間の相互応援体制を組織します。

2 区本部の活動要請

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難場所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- ・ ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- ・ ごみの種類、量

第4 解体廃棄物の処理

災害によって損壊した建物等の解体廃棄物の処理は、所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の適用を受ける場合、区本部長は受理した申請を市本部へ提出し、処理します。